

# 子の監護者の指定・変更調停について

## 1 子の監護者の指定・変更調停とは

子（未成年者）の父母の間で子の監護者が定まっていない場合や、父母の一方が子の監護者となっていてその監護者を他方に変更する場合において、子の父母の間で話し合いがまとまらないときに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停では子の監護者の指定や変更について話し合うことができます。調停は、非公開の場で、話し合いにより、実情に即した適正妥当な解決を図る手続で、公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い、裁判所がその当否を判断する訴訟（裁判）とは異なります。

この手続は非公開で行われます（裁判所の庁舎及び敷地内では録音、写真撮影、録画することはできません。）。

## 2 子の監護者の指定・変更調停手続の流れ（別紙「調停手続の流れ」参照）

調停は、裁判官（又は家事調停官）及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めます。通常、期日では家事調停委員2名だけでお話を伺いますが、家事調停委員は、常に裁判官（又は家事調停官）と連絡を取り、相談しながら調停を進めます。

第1回調停期日の冒頭で、調停委員が調停についての説明を行います。その後は、調停委員が、公正中立な立場から、双方のお話を原則として交互に別々に伺い、双方の主張と争点を整理した上で、その内容を双方にそれぞれ伝えながら、話し合いが円滑に進むように助言したり、合意が成立するよう手助けしたりします。1回の調停期日は2時間程度で、おおむね30分ずつ交互にお話を伺います。

話し合いの結果、双方が合意し、調停委員会もその合意内容を相当と判断すれば、調停は「成立」し、合意内容を記載した調停調書を作成して手続が終わります。合意ができなかった場合は審判手続が開始します（「6 調停で話し合いがまとまらなかったとき」参照）。

## 3 書類の提出について

- (1) 裁判所に書類を提出する際は、A4版の用紙を縦に使い、左側にとじしろとして約2.5cmの余白を空けてください。なお、裁判所に提出した書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーをご提出ください。
- (2) 申立人が提出する書類には、「甲1」、「甲2」、「甲3」～、相手方が提出する書類には、「乙1」、「乙2」、「乙3」～という形で、それぞれの書類の右肩部分に通し番号を記入してください（ただし、戸籍謄本は除きます。）。
- (3) 書類を提出する場合には、裁判所に提出するもののほか、反対当事者に交付する分としてコピーを1部提出するようご協力をお願いします。また、調停期日には、書類の原本（原本

がない場合はあなた用の控え)を持参してください。

## 4 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること（閲覧謄写）ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) あなたが裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られたりコピーをとられたりする可能性があります。あなたが作成する、あなたの考えや事情等を記載した書類等は、反対当事者にも読まれることを前提として作成してください（反対当事者に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください。）。
- (3) 提出する書類に反対当事者に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようマスキング（黒塗り）をした上で提出してください。
- (4) 提出する書類を反対当事者に見られたくない場合は、予めお申し出ください。別途、裁判所備付けの非開示希望申出書を作成・提出していただく必要があります。なお、非開示のご要望は尊重させていただきますが、裁判官の判断によっては、そのご要望に添えない場合もあります。

## 5 調停で決まったことを反対当事者が守らないとき

家庭裁判所に申出をして、義務者に対して、履行の勧告をしてもらうことができます。

## 6 調停で話合いがまとまらなかったとき

話合いが平行線をたどり合意ができない場合、調停は「不成立」で終了し、審判手続が開始されます。審判手続では裁判官が当事者の陳述を聴いた上で一切の事情を考慮して審判をします。なお、審判の結果に不服がある場合は即時抗告をすることができます。

## 7 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士や日本司法支援センター（法テラス）等にご相談ください。

## 日本司法支援センター (法テラス)

広島地方事務所 (法テラス広島)

電話 050-3383-5485

受付時間 9:00~17:00

## 広島弁護士会

紙屋町法律相談センター

予約電話 082-225-1600

受付時間 9:30~16:00

法律相談センター福山

予約電話 084-973-5900

受付時間 9:30~15:00

(土・日・祭日を除く)

呉法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30~16:00

ひがし広島法律相談センター

予約電話 082-421-0021

受付時間 9:30~16:00

広島北部巡回法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30~16:00

各法律相談センターに関するウェブサイト

[http://www.hiroben.or.jp/soudan\\_top.html](http://www.hiroben.or.jp/soudan_top.html)

婚姻費用分担, 財産分与, 子の監護 (養育費, 面会交流等) 等

# 調停手続の流れ (一般的な流れを示したものです。)

